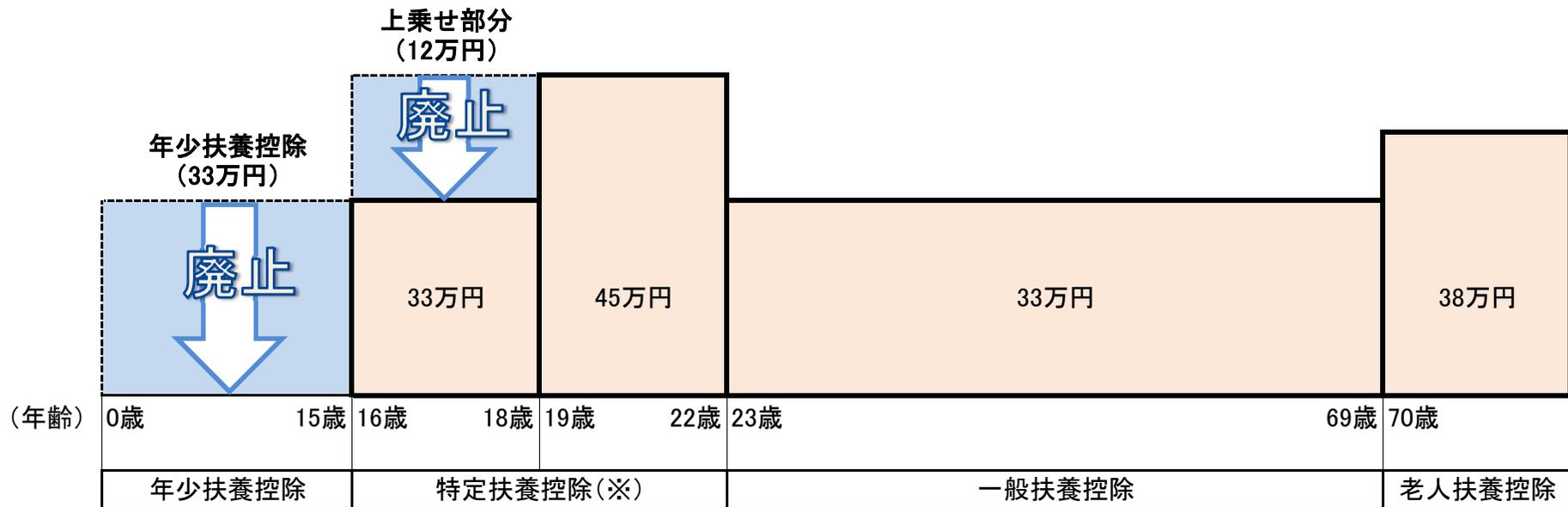


# 平成24年度から 個人住民税の扶養控除が変わります。

- ①16歳未満の扶養親族に係る年少扶養控除(33万円)が廃止されます。
- ②16歳以上19歳未満の扶養親族に係る特定扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

なお、19歳以上23歳未満の扶養親族に係る特定扶養控除(45万円)、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る一般扶養控除(33万円)及び70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除(38万円)は、現行のまま変更はありません。



※ 16歳以上19歳未満の特定扶養控除は、一般扶養控除に移行します。

詳しくは、県税務課(097-506-2384)又はお住まいの市町村の税務担当課までお問い合わせください。

